

環境委員会資料
令和7年11月25日

【所管事務の調査（報告）】

川崎市地球温暖化対策推進第2期実施計画（案）の策定等に向けたパブリックコメントの実施について

資料1 川崎市地球温暖化対策推進第2期実施計画（案）の策定等について【概要版】

資料2 パブリックコメント手続き用資料、合同説明会の案内

資料3 川崎市地球温暖化対策推進第2期実施計画（案）

資料4 川崎市地球温暖化対策推進基本計画の一部見直し（案）

環 境 局

川崎市地球温暖化対策推進第2期実施計画（案）の策定等について【概要版】

川崎市地球温暖化対策推進第2期実施計画（案）の策定等について【概要版】

I 川崎市地球温暖化対策推進基本計画の概要

1 計画の構成・位置づけ

(1) 計画の構成

基本計画：将来ビジョン、達成目標、基本理念・基本的方向、施策等

実施計画：基本計画に基づく具体的な事業、5大プロジェクト等

(2) 計画の位置づけ



2 計画期間

- 基本計画：令和4(2022)年度から令和12(2030)年度までの**9年間**
- 実施計画：令和8(2026)年度から令和11(2029)年度までの**4年間**



3 2050年の目指すべきゴール・2030年度の目標

2050年の目指すべきゴール

市域の温室効果ガス排出量の実質ゼロ※を目指す

※実質ゼロとは、人為的なCO₂排出量と森林等のCO₂吸収量を差し引いてCO₂排出をゼロとみなすもの

2030年度の全体目標

市域目標 2030年度までに▲50%削減 (2013年度比)

※1990年度比▲57%削減



2030年度の個別目標

民生系目標 2030年度までに▲45%以上削減 (2013年度比) (民生家庭・民生業務)

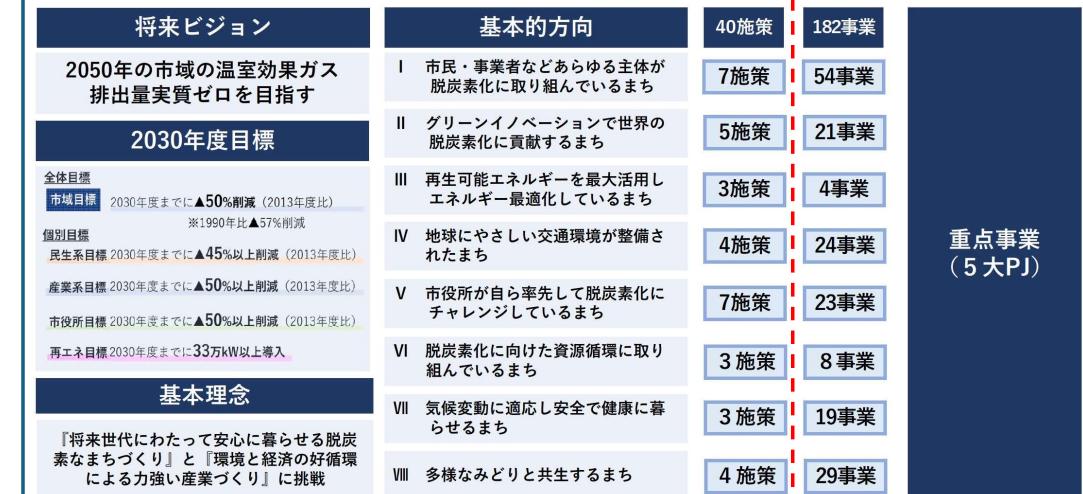
産業系目標 2030年度までに▲50%以上削減 (2013年度比) (産業・エネルギー転換・工業) 吨CO₂

市役所目標 2030年度までに▲50%以上削減 (2013年度比) (市公共施設全体)

2030年度の再エネ導入目標

再エネ目標 2030年度までに33万kW以上導入(市域全体、2020年度実績20万kW)

4 計画体系図



川崎市地球温暖化対策推進第2期実施計画（案）の策定等について【概要版】

II 川崎市地球温暖化対策推進第2期実施計画（案）

1 第1期実施計画の進捗

●温室効果ガス排出量の状況

(単位:万t-CO₂)

項目	平成25(2013)年度	令和4(2022)年度(最新年度)	令和12(2030)年度		
	(基準値)	(暫定値)	(2013年度比)	(目標値)	(削減割合)
市域全体	2,383.0	2,019	▲15.3%	1,203	▲50%
産業系	1,787.3	1,478	▲17.3%	835	▲50%以上
民生系	382.0	328	▲14.2%	212	▲45%

・世界の温室効果ガス排出量が増加する中、令和4（2022）年度実績は、市域全体で基準年度比▲15.3%削減されているが、昨今の気候変動を踏まえると更なる取組強化が必要

●部門ごとの温室効果ガス排出量の状況

(単位:万t-CO₂)

部門	平成25(2013)年度	令和4(2022)年度	令和12(2030)年度目標
産業	1,470	1,180(▲19.8%)	580(▲61%)
エネルギー転換	242	230(▲5.0%)	188(▲22%)
工業プロセス	75.3	68.1(▲9.5%)	68(▲10%)
民生（家庭）	213.8	170.1(▲20.4%)	116(▲46%)
民生（業務）	168.2	157.7(▲6.2%)	95(▲43%)
運輸	122.8	116.7(▲5.0%)	100(▲19%)
廃棄物	45.2	50.6(+11.8%)(※)	34(▲24%)
市役所	41.5	31.2(▲24.6%) ※令和6(2024)年度実績	20.7(▲50%)

・部門別排出量について、一部部門で増加傾向にあるものの、全体としては減少傾向

※主な要因は、廃棄物原燃料の使用(廃棄物を固形燃料化し、ボイラー等で燃焼させることで、化石燃料使用削減等につながり、廃棄物部門以外のCO₂削減に寄与)

●市域の再生可能エネルギー導入量の状況

項目	令和5(2023)年度	令和12(2030)年度目標
市域再エネ導入量	23.6万kW	33万kW以上

・市域の再生可能エネルギー導入量は、これまで概ね順調に推移

●プロジェクトごとの参考目安の達成状況

No.	プロジェクト名	PJごとに定める参考目安の達成状況					
		市域の再生可能エネルギー導入量 目標	R4	R5	R6	R7	2030年度の市域の再生可能エネルギー導入目標33万kW以上
PJ1 再エネ	地域エネルギー会社を中心とした新たなプラットフォーム設立による地域の再エネ普及促進PJ		自安 目標	21.0万kW	21.6万kW	23.5万kW	24.3万kW
		実績	21.2万kW	21.7万kW	23.6万kW	-	
PJ2 産業系	川崎臨海部のカーボンニュートラル化・市内産業のグリーンイノベーション推進PJ	産業系の温室効果ガス排出量:H25比	R4	R5	R6	R7	2030年度の産業系の温室効果ガス排出量▲50%以上削減(H25比)
			自安 目標	▲7.4%	▲8.7%	▲9.8%	▲11.2%
		実績	▲16.9%	▲13.6%	▲17.3%	-	
PJ3 民生系	市民・事業者の行動変容・再エネ普及等促進PJ	民生系の温室効果ガス排出量:H25比	R4	R5	R6	R7	2030年度の民生系の温室効果ガス排出量▲45%以上削減(H25比)
			自安 目標	▲17.9%	▲20.6%	▲23.3%	▲25.9%
		実績	▲15.6%	▲15.4%	▲14.2%	-	
PJ4 交通系	交通環境の脱炭素化に向けた次世代自動車等促進PJ	運輸部門の温室効果ガス排出量:H25比	R4	R5	R6	R7	運輸部門の2030年度の温室効果ガス排出量▲19%削減(H25比)
			自安 目標	▲6.2%	▲6.6%	▲7.0%	▲7.7%
		実績	▲10.4%	▲3.6%	▲5.0%	-	
PJ5 市役所	市公共施設の再エネ100%電力導入等の公共施設脱炭素化PJ	市役所の温室効果ガス排出量:H25比	R4	R5	R6	R7	2030年度の市役所の温室効果ガス排出量▲50%以上削減(H25比)
			自安 目標	▲10.9%	▲13.2%	▲15.6%	▲18.5%
		実績	▲9.0%	▲16.2%	▲24.6%	-	

・PJごとに定める参考目安(※)の状況をみると、PJ3民生系、PJ4交通系など一部の数値が参考目安を下回っているが、地域エネルギー会社の設立や建築物太陽光発電設備等総合促進事業の開始など、5大PJ全体では着実に取組が進捗しており、今後は事業の実施に伴うCO₂削減効果が見込まれる

※参考目安は、2030年度の目標の達成度合いを測る参考値であり、PJの取組のみで達成を目指す値ではない。

川崎市地球温暖化対策推進第2期実施計画（案）の策定等について【概要版】

2 気候変動の状況

（1）世界の気候変動

- 令和6（2024）年の世界の年平均気温は、産業革命前と比べ1.55°C高くなり、パリ協定で気温上昇の目標とされる「1.5°C」水準を初めて超え、また、大雨や山火事の頻発など、地球温暖化への対策が必須



ベトナムの台風被害の様子



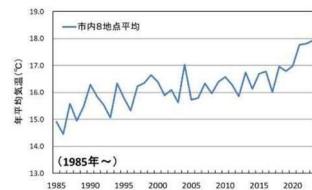
出典：令和7年度版環境・循環型社会・生物多様性白書

（2）国内の気候変動

- 令和6（2024）年の日本の年平均気温の基準値からの偏差は+1.48°Cで、1898年の統計開始以降、令和5（2023）年を上回り最も高い
- 令和7（2025）年夏の日本の平均気温は、これまでの記録を大幅に上回り、統計開始以降で最も高く、地域平均平年差においても、北日本で+3.4°C東日本で+2.3°C、西日本で+1.7°Cと、いずれも統計を開始した1946年以降、最も高い

（3）本市の気候変動

- 令和5（2023）年度は、全国でも記録的な高温となったが、市内8地点の平均値は、年平均気温17.9°C、日最高気温の年平均値21.7°C、日最低気温の年平均値14.5°Cと市内でも測定開始以降、最も高い値
- 真夏日は市内8地点で最多数（市内最多は田島89日）、猛暑日は大師、中原、高津、多摩で最多数（市内最多は中原14日）、熱帯夜は市内8地点で最多数（市内最多は田島75日）



市内8地点 平年比較 ⁴	
平均気温	17.9 +1.5
日最高気温	21.7 +1.6
日最低気温	14.5 +1.4

令和5（2023）年における川崎市内の気温（単位：°C）

出典：川崎市気候変動レポート 2023

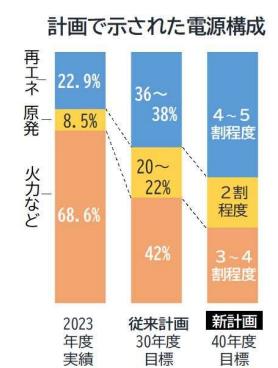
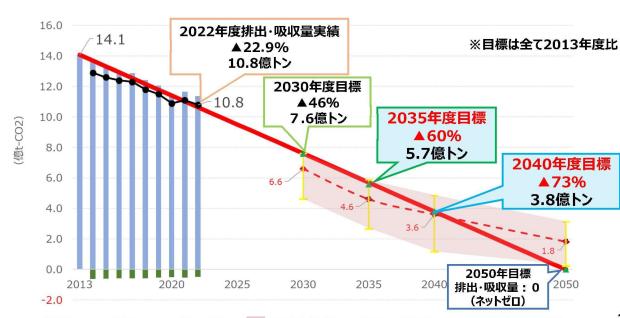
3 地球温暖化対策を取り巻く状況

（1）国際的な動向

- 令和5（2023）年3月に発表されたIPCC第6次評価報告書(AR6)において、「人間活動が主に温室効果ガスの排出を通して地球温暖化を引き起こしてきたことには疑う余地がない」ことが明言
- 世界で起きている気候変動、生物多様性の損失、汚染といった環境危機は複合的に連関しており、これら3つの危機への対応に当たって、脱炭素（ネット・ゼロ）、自然再興（ネイチャーポジティブ）、循環経済（サーキュラーエコノミー）等を統合的に取組を推進することが求められている

（2）国内の動向

- 国の「地球温暖化対策計画」（令和7（2025）年2月閣議決定）では、2050年のネット・ゼロ達成に向けた中間目標として、**2035年度に排出量を2013年度比で60%、2040年度に73%削減するという目標を設定**
- また、「第7次エネルギー基本計画」（令和7（2025）年2月閣議決定）では、再エネを主力電源として最大限導入し、2040年度には電源構成の40～50%程度を再エネが占める見通しが示される



4 第2期実施計画策定にあたっての考え方

（1）第1期実施計画期間における進捗や社会状況の変化

ア 第1期実施計画の進捗

5大PJにおいて、PJ1における「地域エネルギー会社『川崎未来エナジー株式会社』の設立」や、PJ2における「事業者の脱炭素化を促進するための条例制度の見直し」、PJ3における「再エネ導入に係る義務制度（条例改正）」など、施策効果の大きい取組が進捗。

そのような状況を踏まえ、第1期実施計画期間においては、基本計画の目標である温室効果ガス排出量の削減及び再エネ導入量について、これまで**2030年度目標達成に向けて取組が一定進んでいる**。

一方、**昨今の気候変動を踏まえると、更なる取組が求められるとともに、PJ3の民生系やPJ4の交通系において、参考目安を達成していないこと等踏まえ、事業の進捗を踏まえた施策の見直しや強化、統合的な取組の展開など図っていく必要がある。**

イ 社会状況の変化等

国際情勢により、短期的には脱炭素に係る国際的な枠組みに大きな影響を与える等、不確実性が高まり、世界的な脱炭素の動きが停滞する恐れがある。

一方で、**世界や国内における異常気象の頻発や記録的な高温など、気候変動の脅威は益々高まっており、市民も身近な問題として実感している等、脱炭素化に向けた取組の加速化が必要である。**

（2）第2期実施計画策定に向けた考え方

第1期実施計画の進捗や社会状況の変化を踏まえ、次のとおり第2期実施計画を策定する。

ア 2030年度目標の着実な達成に向けた取組の推進

- ・部門ごとの温室効果ガス排出量や再エネ導入量の進捗を踏まえ、事業の見直しや強化を図る

イ 重点事業「5大PJ」の取組強化

- ・事業効果の高い重点事業として位置づけている「5大PJ」について、取組を強化していくとともに、プロジェクト間の連携を一層図ることで、市民・事業者の行動変容促進に向けて、より統合的な取組を展開



ウ 国の動向や社会状況・新たな技術等を踏まえた取組の検討

- ・「GX2040ビジョン」、「地球温暖化対策計画」等の動向を踏まえた施策を推進
- ・サーキュラーエコノミーやネイチャーポジティブなどを踏まえた統合的な視点による取組を推進

エ 市総合計画の改定、関連する局区の分野別計画との連携

- ・市総合計画等、現行計画以降に策定・改定した関連分野の計画・方針との整合・連携を図る

こうした考え方を踏まえ、次ページ以降に記載の5大プロジェクトの取組を強化するなど、2030年度目標達成に向けた取組を推進

川崎市地球温暖化対策推進第2期実施計画（案）の策定等について【概要版】

5 5大プロジェクト

- ・実施計画では、基本計画に位置付けた40の施策のうち、特に事業効果の高い事業を「5大プロジェクト」として位置づけ、重点的に取組を推進
- ・2期実施計画では、プロジェクト間の連携強化を図り、市民・事業者の行動変容により寄与する統合的な取組を展開

NO.	プロジェクト名	強化ポイント	令和7(2025)年度 現状	令和11(2029)年度 参考目安※	主なアウトプット (R11(2029) 年度実績)
PJ1 再エネ	地域エネルギー会社を中核とした地域エネルギー・プラットフォームによる地域の再エネ普及促進PJ	<ul style="list-style-type: none"> ・地域エネルギー会社を活用した市公共施設や民間施設に対する再エネ電力供給拡大 ・市公共施設に加え、家庭や民間施設など様々な余剰電力活用等の取組を通じた再エネの地産地消の促進 ・地域エネルギー・プラットフォームにおける多様な主体と連携したエネルギー・マネジメント等に係るプロジェクトの組成 	<p>市域の 再エネ導入量 令和5 (2023) 年度実績： 23.6万kW</p>	<p>令和10(2028) 年度：29.9万kW</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・川崎未来エナジー（株）からの電力供給（毎年度） ・地域エネルギー・プラットフォームにおけるプロジェクト件数（毎年度）
PJ2 産業系	川崎臨海部のカーボンニュートラル化・市内産業のグリーンイノベーション推進PJ	<ul style="list-style-type: none"> ・臨海部における水素供給拠点の形成、水素需要の顕在化及び企業間連携による熱エネルギーを含む省エネに向けた取組の推進 ・民生業務部門など事業の特性に応じた大規模排出事業者に対する実証及び支援等の実施 ・脱炭素経営支援コンソーシアムの機能強化 	<p>産業系の温室効果 ガス削減割合 (2013年度比) 令和4 (2022) 年度実績： ▲17.3%</p>	<p>令和9(2027) 年度：▲50%以上 (2013年度比)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・産業部門のエネルギー消費量：98,575TJ ・エネルギー転換部門のエネルギー消費量：36,576TJ ・CN構想実現に向けた企業間連携による新規プロジェクト累計創出件数：12件
PJ3 民生系	市民・事業者の行動変容・再エネ普及等促進PJ	<ul style="list-style-type: none"> ・脱炭素モデル地区「脱炭素アクションみぞのくち」の見える化の一層強化に向けた脱炭素情報特化型設備の設置に係る取組やモデル地区の横展開 ・太陽光発電設備等設置費補助金に係る効果的かつ効率的な補助メニューへの見直しの検討 ・循環経済の促進に向けた素材・製品の水平リサイクル等の取組の推進 	<p>民生系の温室効果 ガス削減割合 (2013年度比) 令和4 (2022) 年度実績： ▲14.2%</p>	<p>令和9年(2027) 年度：▲36.5% (2013年度比)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・地球温暖化の防止など、環境に配慮した生活を送っている市民の割合：48.2%以上 ・住宅用及び中小規模事業者等への再エネ等導入支援による再エネ設備導入（毎年度） ・脱炭素アクションみぞのくちにおける脱炭素情報特化型広報媒体の設置（R8）
PJ4 交通系	交通環境の脱炭素化に向けた次世代自動車等促進PJ	<ul style="list-style-type: none"> ・PV設置促進と連携した共同住宅向けのEV用充電設備促進に向けた取組 ・モビリティステーションの形成に向けた実証実験等社会の変革期に適応した地域公共交通ネットワークの形成 ・市役所における乗用自動車以外の車両の脱炭素化に向けた取組の推進 	<p>運輸部門の温室効果ガス削減割合 (2013年度比) 令和4 (2022) 年度実績：▲5.0%</p>	<p>令和9 (2027) 年度：▲12.3% (2013年度比)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・市域の乗用自動車の新車登録における次世代自動車普及率：68.0% ・地域公共交通の利用者数：31.6万人/日以上 ・共同住宅への電気自動車用充電インフラの導入補助（毎年度）
PJ5 市役所	市公共施設の再エネ100%電力導入等の公共施設脱炭素化PJ	<ul style="list-style-type: none"> ・全ての市公共施設への再エネ100%電力の導入や設置可能な市公共施設の約半数へのPV設置 ・公共建築物等における環境配慮基準に基づくZEB化等 ・民間事業者等と連携したCO₂分離回収の実証試験等CCUS技術導入に向けた取組の実施 	<p>市公共施設の温室 効果ガス削減割合 (2013年度比) 令和6 (2024) 年度実績： ▲24.6%</p>	<p>令和10(2028) 年度：▲45.1% (2013年度比)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・公共施設への再生可能エネルギー電力調達施設割合：78.4% ・公共建築物へのLED導入施設割合：84.0% ・太陽光発電設備設置：（毎年度） ・公用乗用自動車の次世代自動車導入率：82.0%

※市域の温室効果ガス排出量の算定結果は2年遅れ、市域の再生可能エネルギー導入量・市公共施設の温室効果ガス排出量の算定結果は1年遅れで公表。参考目安は、2029年度時点で把握できる最新の数値を記載。

川崎市地球温暖化対策推進第2期実施計画（案）の策定等について【概要版】

6 事務事業

- ・2030年度の温室効果ガス削減等の目標達成に向け、基本計画で示す8つの「基本的方向」及び40の「施策」を踏まえ、第2期実施計画における具体的な取組内容を示す事務事業をとりまとめる。

基本的方向Ⅰ 市民・事業者などあらゆる主体が脱炭素化に取り組んでいるまち（43事業）

施策No.		施策	主な取組内容
1	ア	ライフスタイルの変革に向けた行動変容・デジタル化の推進	●脱炭素アクションみぞのくちを活用した行動変容の促進
2	イ	開発事業における低炭素・脱炭素なまちづくりの促進	●「都市計画マスター・プラン」に基づく計画的なまちづくりの推進
3	ウ	民生部門における建築物等の再エネ・省エネ化の推進	●市民・事業者向けの再生可能エネルギー導入促進に向けた取組の推進
4	エ	中小企業支援の取組推進	●事業者向けの脱炭素経営促進に向けた取組の推進
5	オ	グリーンファイナンス・投資促進の取組推進	●金融機関と連携したグリーンファイナンスの促進
6	カ	環境学習・普及啓発の推進	●「環境教育・学習アクションプログラム」に基づく環境教育の総合的な推進
7	キ	国産木材の利用促進	●国産木材の利用促進

基本的方向Ⅱ グリーンイノベーションで世界の脱炭素化に貢献するまち（17事業）

施策No.		施策	主な取組内容
8	ア	臨海部エリアのカーボンニュートラルに向けた取組推進	●水素社会の実現に向けた取組の推進
9	イ	改正地球温暖化対策推進法に基づく地域脱炭素化促進区域の指定の検討	●「地球温暖化対策推進法」に基づく地域脱炭素化促進事業の検討
10	ウ	事業者の新たな評価・支援制度の構築による脱炭素化の取組促進	●「地球温暖化対策等の推進に関する条例」に基づく取組の運用
11	エ	グリーンイノベーション推進に向けた機能強化及び国際貢献の推進	●環境規制のワンストップ窓口の構築による事業者支援の実施
12	オ	グリーンファイナンス・投資促進の取組推進（再掲）	●金融機関と連携したグリーンファイナンスの促進

川崎市地球温暖化対策推進第2期実施計画（案）の策定等について【概要版】

6 事務事業

基本的方向III 再生可能エネルギーを最大活用しエネルギー最適化しているまち（4事業）

施策No.		施策	主な取組内容
13	ア	脱炭素先行地域づくりの取組推進	<ul style="list-style-type: none">●脱炭素先行地域づくりに向けた取組の推進
14	イ	再生可能エネルギーの利用拡大及びエネルギー・マネジメントなどスマートエネルギーの取組推進	<ul style="list-style-type: none">●地域エネルギー会社の活用による市域の再生可能エネルギー普及拡大に向けた取組の推進●市民・事業者向けの再生可能エネルギー導入促進に向けた取組の推進
15	ウ	市域の再生可能エネルギー普及促進	

基本的方向IV 地球にやさしい交通環境が整備されたまち（18事業）

施策No.		施策	主な取組内容
16	ア	交通利便性の高い都市機能の構築や地球にやさしい交通ネットワーク整備の推進	<ul style="list-style-type: none">●地域主体及び民間事業者等と連携したコミュニティ交通の導入検討や本格運行への支援
17	イ	次世代自動車等の普及促進	<ul style="list-style-type: none">●EV等の次世代自動車の普及促進に向けた取組の推進
18	ウ	船舶への取組推進	<ul style="list-style-type: none">●川崎港のカーボンニュートラル化の推進
19	エ	公用乗用自動車等への次世代自動車の導入の加速化	<ul style="list-style-type: none">●公用乗用自動車等への次世代自動車導入の推進

川崎市地球温暖化対策推進第2期実施計画（案）の策定等について【概要版】

6 事務事業

基本的方向V 市役所が自ら率先して脱炭素化にチャレンジしているまち（21事業）

施策No.		施策	主な取組内容
20	ア	全ての市公共施設への再生可能エネルギー電力の導入	
21	イ	市公共施設の再エネ・省エネ・環境配慮の徹底	●市公共施設への再生可能エネルギー電力導入の推進
22	ウ	プラスチック資源循環施策の強化・拡充	●設置可能な市公共施設の約半数に対する太陽光発電設備設置に向けた取組の推進
23	エ	下水汚泥処理設備の改良等	●プラスチック資源のリサイクルの推進
24	オ	公用乗用自動車等への次世代自動車の導入の加速化（再掲）	●「上下水道事業中期計画」に基づく取組の推進
25	カ	港湾・物流活動のCO ₂ 削減に向けた取組の推進	●公用乗用自動車等への次世代自動車導入の推進
26	キ	庁内デジタル化の取組推進（部分再掲）	●川崎港のカーボンニュートラル化の推進

基本的方向VI 脱炭素化に向けた資源循環に取り組んでいるまち（7事業）

施策No.		施策	主な取組内容
27	ア	ごみの減量化・資源化に向けた取組の推進	●「川崎市循環型社会形成推進計画」に基づく施策の推進
28	イ	プラスチック資源循環施策の強化・拡充（部分再掲）	●プラスチック資源のリサイクルの推進
29	ウ	廃棄物処理に伴うエネルギー資源の効果的な活用	●浮島処理センターから排出するCO ₂ の回収、利用等に係る実証試験の実施

川崎市地球温暖化対策推進第2期実施計画（案）の策定等について【概要版】

6 事務事業

基本的方向VII 気候変動に適応し安全で健康に暮らせるまち（17事業）

施策No.		施策	主な取組内容
30	ア	将来起こり得る自然災害への対応の計画的な推進	
31	イ	日常的に起こり得る気候変動リスクへの対応及び市民・事業者への気候変動適応に向けた情報発信の強化	
32	ウ	熱中症対策の推進	
33	エ	感染症対策等の推進	
34	オ	暑熱対策（ヒートアイランド対策含む）の推進	
35	カ	気候変動に関する観測・分析、調査研究等の推進	
36	キ	災害に対するレジリエンス向上等に向けた再生可能エネルギーの導入及び蓄電池の利活用の促進	<ul style="list-style-type: none"> ●「かわさき強靭化計画」の推進と進捗管理 ●「地球温暖化対策推進基本計画」に基づく取組（緩和策・適応策）の推進 ●熱中症予防に関する取組の推進 ●蚊が媒介する感染症対策として蚊の発生を防ぐ対策等の取組推進 ●気候変動に関する調査研究の推進（地球温暖化・ヒートアイランド） ●川崎市気候変動情報センターによる気候変動・影響に関する情報の収集、整理、分析、提供並びに技術的助言の実施

基本的方向VIII 多様なみどりと共生するまち（24事業）

施策No.		施策	主な取組内容
37	ア	全国都市緑化かわさきフェアを契機としたみどりのまちづくりの向けた取組の推進	
38	イ	樹林地・農地の保全と緑化の推進	
39	ウ	公園緑地の整備の推進	
40	エ	水辺空間の活用の推進	<ul style="list-style-type: none"> ●「生物多様性かわさき戦略」に基づく取組の推進 ●グリーンコミュニティの形成に向けた取組の推進 ●地域の特性を活かした魅力ある公園整備の推進 ●「新多摩川プラン」に基づく事業の推進

川崎市地球温暖化対策推進第2期実施計画（案）の策定等について【概要版】

III 川崎市地球温暖化対策推進基本計画の一部見直し（案）

1 概要

（1）2035・2040年度削減割合の将来推計の明確化

市域全体

- ・2035年度推計 **▲64%** (2013年度比)
- ・2040年度推計 **▲77%** (2013年度比)

※国目標：2035年度 ▲60%、2040年度 ▲73%（いずれも2013年度比）

（2）施策名等の見直し

VIII 多様なみどりが市民をつなぐまち

施策No.37 ア 全国都市緑化かわさきフェアを契機としたみどりのまちづくりに向けた取組の推進

VIII 多様なみどりと共生するまち

施策No.37 ア 全国都市緑化かわさきフェアを契機としたみどりのまちづくりに向けた取組の推進
※施策No.38～40の関係事業に継承

※フェア終了後においても、本施策の役割は計画上継続するものであり、関係施策・事業に継承されていくことを明記します。

2 具体的内容

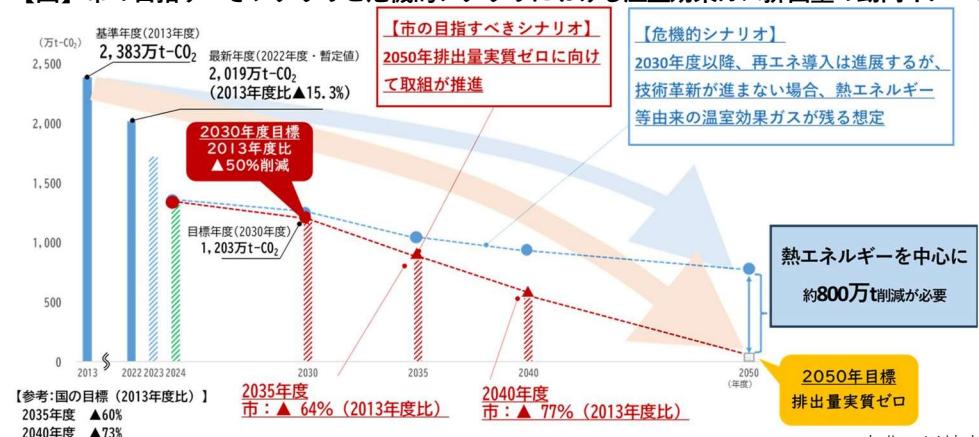
（1）2035・2040年度削減割合の将来推計の明確化

- ・国の「地球温暖化対策計画」において、2035・2040年度目標を設定
- ・市地球温暖化対策推進基本計画（以下、「基本計画」）の目標である温室効果ガス排出量の削減については、2030年度目標達成に向けて取組が一定進んでいるが、気候変動の脅威は益々高まっている。
- ・2050年温室効果ガス排出量実質ゼロという高い目標を目指して、市民・事業者の皆様とビジョンを共有し、2030年度以降も取組を加速させていくことが重要
- ・国内の動向や市の状況等踏まえ、バックキャスティングで設定した基本計画における**2035・2040年度の温室効果ガス削減割合の将来推計**を明確にするとともに、**2030年度以降を見据えた温室効果ガス削減に向けた本市の対応について、考え方を示す**

考え方

- ・本市の温室効果ガス排出量は産業系が多く、その中で熱エネルギーの占める割合が大きいことから、現基本計画に基づき取組を推進とともに、あわせて**2030年度以降の熱エネルギーの温室効果ガス排出量実質ゼロに向けた取組強化が必須な状況**
- ・仮に、再生可能エネルギーの導入が進展する一方で、**技術革新によるイノベーションが進まない場合は、2050年に熱エネルギーを中心に約800万tの温室効果ガスが残るシナリオも想定**
- ・2050年温室効果ガス排出量実質ゼロ達成に向け、次期基本計画の改定作業の中で、**新たな目標や熱エネルギー等への課題、これまでの進捗等を踏まえたより効果的な施策について、検討を進め、基本計画の前倒し改定も見据えて、取組を推進**

【図】市の目指すべきシナリオと危機的シナリオにおける温室効果ガス排出量の動向イメージ



出典：川崎市作成

（2）施策名等の見直し

- ・基本的方向VIIIは、社会状況の変化等を踏まえ、「自然共生」の視点をより明確化すること等のため、名称を見直し
- ・施策NO37は、フェア終了後においても、その役割は計画上継続するものであり、関係施策・事業に継承されていくことを明記